

	新潟市教育委員会 平成27年1月 定例会会議録				
日 時	平成27年1月19日(月) 午後3時00分				
場 所	市役所本館6階 第2委員会室				
出席委員 (9名)	齋藤 委員長		出席委員	眞谷 委員	
	沢野 委員			佐藤 委員	
	吉村 委員			阿部 教育長	
	織田 委員		欠席委員		
	伊藤 委員				
	藤田 委員				
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名		
	教育次長	渡邊 尚人	総合教育 センター所長	高地 啓衛	
	教育次長	齋藤 博子	学校支援課長	高橋 恒彦	
	教育政策監	伊藤 充	生涯学習 センター所長	三保 恵美子	
	教育総務課長	上所 隆	生涯学習 センター次長	井関 一博	
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直	
	施設課長補佐	熊倉 勇介	中央図書館 サービス課長	山下 洋子	
	保健給食課長	田中 薫	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝	
	生涯学習課長	大竹 和浩	教育総務課係長	灰野 梢	
	教職員課長	有本 秀雄	教育総務課主査	石田 貴宏	
その他の 出席者 (0名)					

開会	時 刻	午後 3 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (1 件)	議案番号	件 名
	議案第 25 号	教職員の人事措置について
協議会 (2 件)	件 名	
	潟東東小学校・潟東西小学校・潟東南小学校の統合に係る施設整備について	
	木戸地区図書室の廃止について	

第1 開会宣言

○委員長

午後3時00分開会を宣言する。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議はありませんでしょうか。

よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に眞谷委員及び佐藤委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長

これより付議事件に入ります。

「議案第25号 教職員の人事措置について」は、人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしければ協議会終了後、非公開案件として再開し審議いたします。

異議なしの声

○委員長

それでは、これで付議事件を終了いたします。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

2月定例会は2月4日水曜日午後3時から、3月定例会は3月17日火曜日午後3時30分からを予定しております。

第5 一時閉会

○委員長

午後3時10分、定例会を一旦終了する。

第6 協議会

○委員長

これより協議会に入ります。

「潟東東小学校、潟東西小学校、潟東南小学校の統合に係る施設整備について（案）」ですが、教育総務課長に説明をお願いいたします。

○教育総務課長

潟東地区の三小学校の統合については、昨年8月の定例会議において、三校を閉校し新しい小学校を平成28年4月に開校する決定をしていただきました。また、12月の協議会では新しい校名を潟東小学校と決めていただきました。本日は、統合小学校の開校する位置と施設整備についてご協議をいただきたいと思います。

はじめに、平成26年6月に教育長へ提出された潟東地域コミュニティ協議会からの施設整備に係る要望事項については、統合校は新設・新築とし、統合小学校の建設工事期間は潟東東小学校を利用する。この方法による統合に長期間を要し、子どもたちへの影響が相当以上と判断される場合は、現在の潟東南小

学校を増築し統合校舎とするのが地域の要望です。事務局では、この要望事項を念頭に統合小学校の施設整備について、これまで関係各課と協議を行ってまいりましたが、整備の方向性を取りまとめたところです。

今後の開校時期と施設整備の進め方ですが、平成28年4月に3校を統合し、いったん潟東南小学校にプレハブ校舎を増築し、開校いたします。新校舎の整備は平成33年4月の開校を目標に潟東中学校の敷地を活用し、中学校に併設して新築したいと考えております。

次に、潟東中学校に併設し統合小学校を新築する主な理由としては4点あります。1点目は、現在の三小学校はいずれも施設の老朽化が進んでいること。また、統合後の教室数が不足していることから増築しなければならない状況ですが、近い将来の建て替えの必要などを考慮すると、統合に併せて新築することが望ましいと考えたところです。2点目は、地域からの要望は新設・新築であり、その要望にこたえるためには、新設するための新たな用地の早期取得は土地利用の規制などから難しいが、新築する際に既存の小中学校の敷地の活用を考えると、潟東中学校の位置が地域の中央にあり、もっとも適するのではないかという点。3点目は、中学校に併設することにより、物理的にも小中学校の連携が推進されるとともに、将来的に一貫した教育への取組など、新潟市の新しい教育モデルが見込まれ、それへの対応が可能となること。4点目は、中学校の敷地内での施設整備は、財産管理運営上から地域における学校の多機能化、複合化を図ることが可能となる。以上の4点から、中学校への併設と決定いたしました。

なお、新校舎完成まで潟東南小学校を仮校舎として使用することについては、地域からの要望では潟東南小学校が統合小学校の第2希望としていること、また、潟東東小学校が大雨の際に敷地が浸水し、洪水時の避難所からその指定が外れていることなどを考慮しております。

本日、整備方針案と潟東南小学校を仮校舎とする決定となりましたら新潟市立小学校条例の一部改正が必要となりますので、来月の定例会に議案としてお諮りしたいと考えております。

今の説明について、ご質問、ご意見ございますか。

○委員長

○沢野委員

中学校の敷地内ということになると、通う距離によってかなり遠くから通われる子どもも出てくると思いますが、スクールバスの件などはどのようになっていますか。

○教育総務課長

現在、潟東東小学校につきましては、学区の北側に五之上集落がございます。この集落ではスクールバスが運行されており

ます。地域的な状況を見ていただきますと、かなり距離があること、集落が点在して連単していないことも考慮しますと、スクールバスの運行が必要ではないかと考えております。また、ここには記載しておりませんが、スクールバスの運行についても、統合にあたっての配慮ということで地域からの要望事項になっておりますので、運行に関して検討していく必要があると思っております。

○眞谷委員

念のための確認ですが、先ほどのご説明の中に潟東東小学校は大雨の場合に水をかぶる可能性があるということでしたが、この地図では潟東中学校の土地もそれほど離れていないように見えますけれども、その点は大丈夫なののでしょうか。

○教育総務課長

昨年、大雨が降った際に、潟東東小学校に水が上がり、学校へ行けないという状況が発生しております。潟東東小学校の脇に用水路があり、水が上がる原因となっています。中学校と距離的に近いですが、その用水路が原因で潟東東小学校は水が上がっても、潟東中学校はそういう状況がないということで、大雨に関しては大丈夫だと思います。

○織田委員

先ほど、沢野委員からスクールバスのことがありましたが、スクールバスを運行していただける、また、地域のほうでもぜひスクールバスをとという声があったということをお伺いして少し安心しました。ただ、五之上集落から潟東南小学校まではバスに乗ってもかなり揺られて行くのではないかと想像されます。低学年の子どもたちの心身ともにケアを、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。これはただただ祈るような要望ですので、よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長

運行に関しては、地域の方とも協議しながらルート等を設定していくことになると思ひますので、低学年の子どもたちに十分に配慮したいと思ひます。

○委員長

仮校舎から学区のなかで一番離れているところは、6キロ近く距離がありますね。一番遠いところの方々の合意というか了承、そのあたりは大丈夫なののでしょうか。

○教育総務課長

仮校舎については、これから地域の皆様にこの整備方針についてお知らせしていくこととなりますが、新築でない場合は潟東南小学校を統合先としてほしいという地域の要望ですので、仮校舎の期間中、それについては理解が得られるものと思ひしております。

○伊藤委員

中学校、小学校が共用するということで、例えば体育館など中学生と小学生で時間的なやりくりも必要ですし、どちらにも使いやすい、非常に利用しやすいということを配慮して検討されていると思ひますが、確認させてください。それから、保護

者がいらっしやったときの駐車スペース。敷地は十分であるというお話を聞いたのですけれども、その辺の検討も、確認ですけれども、今一度説明をお願いします。

○教育総務課長

施設整備については、これから基本構想、基本設計というように進みます。その中で、委員が言われたような点にも配慮しながら構想を組み立てていきたいと思えます。

○委員長

そのほか、いかがですか。

新潟市内の統廃合に伴って、中学校の敷地に、増設ではなく、小学校を建てるというケースはこれまでであったのですか。

○教育総務課長

私の知る限りでは、新潟市では今回が初めてのケースになります。ですから、管理運営の面もこれから詰めていくということが必要になりますし、校舎の配置等についても小学生、中学生が一緒の空間で生活しますので、そういった事項あるいは安全面といったところにも配慮していかなければいけないと思っております。

県内で、小中併設は三条市や湯沢町での事例がありますので、課題あるいは利点を伺いながら、校舎建設にいかしていきたいと思えます。

○委員長

新潟市内では初めてのケースということなので、想定外のことも起きるかもしれません。小学校と中学校がせつかく同じ敷地内で一緒に学ぶわけで、お互いのマイナスになってはいけないと思えますので、ここはしっかりとやっていただきたい。どうぞよろしくをお願いします。

○教育総務課長

そこのところは十分注意して、計画を立てていきたいと思えます。

○委員長

それともう1点、これから小学校の統合に伴って1中1小となるケースが出てきますよね。今回の場合、たまたま土地の問題があって、広い中学校の敷地内に小学校を併設するという将来ビジョンに向かうわけです。

協議会の資料に「小中連携の推進、一貫した教育への取組など新潟市の新しい教育モデルが見込まれる」とあります。今回はあくまで統廃合という形で、結果的に小学校が中学校の敷地内に行くという方向に向かっていますが、今後みんなこういう形で小中一貫教育をやっていくのだという訳ではありません。そこを地域の人に誤解のないように説明していただきたい。新潟市は1小1中になったら全部小中一貫だ、同じ敷地、または近いところに校舎を造っているモデル地区であるみたいなことを思われては困ります。

一貫教育がいいか悪いかは別の問題であって、そのところをしっかりと地元の方にも把握していただきたい、説明していただ

きたいと思います。

○教育総務課長

これまで、教育ビジョンで前期、後期の実施計画の中で校種間の連携ということで、小中の連携に取り組んでまいりました。第三期実施計画ではそれをさらに発展させ、一貫的な教育を目指す必要があるかと思っています。そのときに1小1中の校区あるいは2小1中の校区、さまざまな中学校区がありますので、それぞれの校区で小中一貫や、連携した教育に取り組んでいかなければいけないと思っております。さまざまなモデルも、今後工夫をしていかなければいけない。その中の一つだと思います。これが、委員長の言われるようにすべて目指す姿ではないと思っています。さまざまな校区に応じた一貫的な教育、連携教育というものを推進していく必要があると思っております。

○佐藤委員

確認させてください。今回、中学校に新設小学校を建てるのは、別に小中連携のためにそこに新設するというわけではなくて、中学校の敷地に小学校を建てる中で、将来的にはそういう小中の連携ということ、推進の可能性もありますということでしょうか。

○教育総務課長

それぞれの中学校と小学校の位置関係など、置かれた環境を最大限生かすというところがやはり必要だと思います。ですから、瀧東中学校の敷地内に小学校が併設されるという地理的なロケーションも最大限生かしていくことが必要です。この先、一貫教育をほかの中学校区ではどうしていくのかという検討はしていかなければいけないと考えております。

ただ、このためにここに持ってきたということではないということは委員のおっしゃるとおりです。

○委員長

ほかにありませんか。

では、次に行きます。「木戸地区図書室の廃止について」中央図書館企画管理課長に説明をお願いします。

○中央図書館企画管理課長

12月に一度説明させていただいておりますが、利用が減少した木戸地区図書室を今年3月末で廃止したいと考えております。

まず概要です。これまでの地区図書室の配置見直しについては、平成24年度の事業仕分けの結果でコスト削減、効率的運営が求められております。これまでに、利用の少なくなった地区図書室を地元と協議を重ね、説明会をしたうえで廃止してきました。

木戸地区図書室は、中央図書館など近隣の図書館が充実してきたことにより利用が減少し、また、今後利用の増加もなかなか見込めない状況です。今年度、地域コミュニティ協議会と協議を重ね、利用者の利用館の調査、それから地元の説明会を実

施して、おおむね理解を得られているのではないかということで、平成 27 年 3 月末をもって廃止と考えております。

次に、図書室の廃止後の活用についてです。図書室の一般向けの図書についてはコミュニティセンターに移管して、1 階の老人憩いのフロアである和室の大広間に書架を置いて、図書を並べて利用してもらいます。開館中は自由に読書できるため、利用可能な時間帯は現行の図書室よりも拡大いたします。貸し出しや利用についてはコミュニティセンターに管理をしてもらうこととなります。絵本などの児童書については、ここに併設されているひまわりクラブ、学童保育に移管します。図書の管理や利用方法について、図書館でできる支援をしていきたいと考えております。空いた図書室についてはコミュニティ協議会で活用することになっています。

それから今後の予定ですが、本日ご了解をいただければ、3 月の定例会で規則改正を上程したいと考えております。

○委員長

この件に関して、ご質問、ご意見あればお願いします。

○織田委員

以前、ご説明を受けたときに、図書室がなくなってしまうというのは利用状況を見てもしかたのないことながら、全くなくなるのは寂しいという発言をさせていただいたかと思います。この度のご説明では、ここに記載のように、1 階大広間に図書を置いていただいたり、児童書はひまわりクラブに移していただいたりということで、地域の方が引き続き本とふれあう場所を残してくださったことを非常に喜んでおります。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○伊藤委員

廃止後の活用というところで、移管した蔵書の管理について図書館が支援というお話があったのですが、貸し出しの支援なのか、蔵書の補充ということなのでしょうか。その支援内容について教えてください。

○中央図書館企画管理課長

図書の管理について、相談があれば図書館として相談に乗ることが一つありますし、また、図書を図書館ではなくてコミュニティセンターが管理することになりますので、新しい本が図書館から補充されなくなります。図書館の使われた本で除籍する本が出ますけれども、その中で状態がいいもの、それから人気がありそうなものについてはそちらに補充するような形で支援をしてまいりたいと思います。まだはっきりしていませんけれども、コミュニティセンターでもある程度図書予算を用意して、人気のあるような本について自分たちで買うという話も出ておりますので、いきなり図書館の支援がなくなり不便になることはないのではないかと考えております。

○委員長

そのほかいかがですか。ありがとうございました。

○中央図書館企画管理課長 ありがとうございます。

○委員長 午後 3 時 5 5 分 協議会閉会を宣言する。

第 7 定例会再開

(非公開案件)

(付議事件

議案第 25 号「教職員の人事措置について」審議し、可決する。)

(午後 4 時 0 0 分から午後 5 時 1 0 分まで休会)

第 8 閉会宣言

○委員長 午後 5 時 3 5 分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員